

# 春闘ニュース



第6号  
発行日:2021/3/2  
其の壱

発行元:神奈川県国民春闘共闘会議 横浜市中区桜木町3-9 TEL 045-212-5855 Email info@kanagawa-rouren.jp

## 株式会社MJG争議 経過報告

株式会社MJG(接骨・整体院、全国1800店舗)は、19年10月頃から各店舗の受付パート労働者約300人の雇止めを強行。各店舗で働く正規雇用の施術者(有資格者)たちは、受付職員の雇止め撤回を求めて医労連・個人加盟労組に加入、20年2月にMJG労働組合準備会を結成。20年4月、会社は賃金不払いのまま破産手続きを裁判所に申し出ました。東京都労働委員会に不当労救済申し立て中の破産手続きでしたが、組合はたたかいを継続しています。

組合は、ツイッターを通じて組合加入を呼びかけ、短期間に約70人が加入。本社要請、団体交渉、厚労省や労働局要請、記者会見、社長宅訪問などをあらゆる取り組みを進める中で、全社員の通勤手当支給の労使協定締結、雇止めとなった非正規労働者の休業手当や正規職員の不払賃金の支給などを勝ちとっています。

都労委では、不当労(不誠実団交など)とともに組合員の未払い残業代(約2800万円)の支払いを求めてたたかっています。破産管財人やMJG役員と代理人は、一切の不払残業を認めませんでした。今年2月8日の都労委調査で、大きな前進がありました。

SNSを通じて全国から組合加入、情報発信はTwitterとブログ、会議や意思統一はLINEとzoom、新しい形の組合拡大と運営です。役員全員が20代と30代の若い組合ですが、「労働組合は絶対に必要」「団体交渉と労使協定」なよりも「数が力」とたたかい続けています。次回都労委期日は3月29日、コロナ対策のため傍聴支援などの協力を求めることはできませんがTwitterのフォローをお願いします。



## 横浜自動車学校争議 経過報告

2月4日に、横浜自動車学校争議での中労委の調査がおこなわれました。昨年10月に県労委の命令が出され、三浦支部長を教習業務に復帰させないことは不当労働行為として認定されなかったものの、草むしりなどのコース整備業務を強い続けることについては、不当労働行為として認定されその是正が命じられています。同様に、組合事務所へ会社備品を勝手に持ち込むなどの攻撃についても不当労働行為として認定され、以前の状態に戻るよう命じられています。会社はこれら命令を不服として中労委に再審査を申し立てました。会社は草むしりなどのコース整備業務について、そもそも会社は限られた人材を適材適所に配置する経営権を有しており、コース整備業務は警察のコース検査にも影響する重要な業務だとしています。それゆえコース整備業務は指導員がおこなうべき業務であると位置づけ、指導員である三浦さんをこの業務に就かせることは適材適所であると開き直っています。そして、これまでと同様に三浦さんの教習中の事故を「居眠り教習」と決めつけたうえ、このような三浦さんを教習業務に就かせることはできないから、コース整備業務など総務の仕事させているのだとし、これができないのなら、三浦さんの解雇も検討せざるを得ないとまで言い放っています。さらに労働委員会という公的機関が、コース整備業務を不当だと認定するのであれば、従業員の数に対してもコース整備業務を命じることができなくなってしまうなどと、身勝手な言い分を展開しています。組合事務所への攻撃は、新型コロナ対策を理由に組合事務所と指導員室を一体化させてしまう工事を強行しようとしています。これについて現在、横浜地裁で仮処分が争われています。

これに対し組合側は三浦さんを教習業務に戻すことを最大の要求として掲げ、あわせて県労委では認められなかった一時金差別についても、主張や論点を強化して中労委に臨むこととしています。



発行元:神奈川県国民春闘共闘会議 横浜市中区桜木町3-9 TEL 045-212-5855 Email info@kanagawa-rouren.jp

### 横浜地区労 桜木町駅前大宣伝 (2月14日)

2月14日(日)、神奈川県春闘共闘の提起に応え、全県各地域で春闘の宣伝行動が行われました。

横浜地区労はJR桜木町駅前の広場で行いました。この日の宣伝行動には、14組織(全労働、全法務、横浜市従、全司法、生協労連、全国一般、港湾労組、首都圏大学非常勤講師組合、海事検定、国道交通労組、横浜地域労組、医労連、全厚生、自治労連、県国公)から32名が参加し、約1時間の宣伝でしたが2000個のアンケート入りティッシュを配布することができました。



今年はコロナ禍の中で、昨年のような着ぐるみや風船などの企画は自粛することになりましたが、労連最賃闘争委員会制作の「最賃くん」の巨大な看板パネル「きみのバイトの時給はいくらだ！上げるぞ最低賃金」も注目を集め、たくさんの方がアンケートを受け取ってくれ、その場でアンケートに答えてくれた方もいました。春先の日曜日。この時期の桜木町はサラリーマンだけでなく毎年多くの若者や家族連れが訪れます。様々な年代、立場の方々に伝わる行動になったと思います。コロナ禍の中で、多くの労働組合の活動が制限されてきました。参加者の方から「ビラ配りができてよかった」との声を聞きました。今回の行動が、組合員の『何かしたい』という思いに応えることのできた行動になったのかもしれない。労働組合が街頭での宣伝行動を行ったり、労働相談活動などを行うのはなぜでしょうか。それは「自分だけでない、誰かのための活動をする」ことが、私たち自身の要求でもあるからだと思います。自らの賃金や労働条件の改善を実現していくとともに、「よりよい社会を実現したい」「みんなが幸せになるために何か行動したい」という思いをもつ組合員が、その思いを形にする場が労働組合活動の一つの側面であり、横浜地区労のような地域組織の役割でもあります。これからも『参加してよかった』と感じてもらえるような活動をつくっていくために、知恵と工夫を凝らしていきたいと思っています。

### 建交労県本部・県南支部・三昭運輸分会

2月9日、建交労県本部・県南支部・三昭運輸分会が県労働委員会申立していた不当労働行救済申立事件の命令が出されました。命令は、会社が組合員に一時金を支払わなかったことについて、「分会員に経済的に大きな打撃を与え、それにより分会員の間に動揺を招き、さらには分会の交渉力を弱め、分会の団結力や求心力が失われる事態を招来しかねないことについて会社は十分に予測できた」と指摘し、「会社の本件一時金支払い拒否は、組合の運営に対する支配介入と言わざるを得ず、労組法第7条第3号の不当労働行為にあたる」と会社を厳しく断罪しました。その上で、命令はさらに会社に対して、分会に対して「今後、このような行為意を繰り返さないようにいたします」という文言を含むポスト・ノーティスを「従業員の見やすい場所に毀損することなく、10日間掲示しなければならない」としています。

2月15日、弁護団を交えた建交労県南支部三昭運輸分会対策会議では、この命令の検討と評価、今後の運動方針が議論されました。命令は会社の支配介入を正當に認めながらも、不誠実団交について認めないなどの限界があること、しかし同時に、今回の一部救済が全国の地方・地域労連、産別組織、民主団体などからの支援と協力、激励の成果であったこと、一日も早く三昭運輸の正常な労使関係を構築するために引き続き奮闘していくことを確認しました。この間、「神労委に早期救済を求める署名要請」は団体845、個人8219に達し、救済命令を求める緊急FAXが全国から県労働委員会に送られたこと、また、会社のある寒川町で労連傘下の他の産別組合員、市民らの参加も得て初デモ行進を成功させるなど、会社を社会的に包圍する大衆運動を展開してきたことも、今回の一部救済をもたらした力になりました。